

令和二年政令第三百六十五号

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。